
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	第 209 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 209 回金融商品専門委員会（2023 年 12 月 26 日開催）において、上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い（以下「VC ファンドへの出資持分に係る取扱い」という。）に関してこれまでの経緯及び今後の進め方について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（今後の進め方に関する意見）

2. VC ファンドへの出資持分に係る取扱いに関する今後の進め方に関する事務局の提案に賛同する。

（追加で検討すべき論点に関する意見）

3. VC ファンドが連結子会社等に該当する場合の取扱いに関して、追加で検討することが考えられる。

（VC ファンドに相当する組合等の定義に関する意見）

4. VC ファンドに相当する組合等の定義に該当するかどうかで会計処理が異なることとなるため、慎重な検討が必要であると考ええる。
5. VC ファンド自身が構成資産を時価評価しているかどうかを要件の 1 つとすることが考えられる。

（市場価格のない株式の時価評価に関する意見）

6. VC ファンドが主に投資する非上場株式の時価評価を時価算定基準に従って行うことができるかが課題であり、また、出口価格で監査できるかが論点になると考えられる。このため、本プロジェクトを進めるにあたり、日本公認会計士協会と連携し実務対応の方針を策定することが必要と考ええる。

(時価評価を強制するアプローチに関する意見)

7. VC ファンドが保有する市場価格のない株式に時価評価（評価差額は純損益）を強制するアプローチには反対であり、アプローチ C' の時価評価（評価差額は純損益）をオプションとして認めるアプローチであれば検討の余地があると考ええる。
8. VC ファンドが保有する市場価格のない株式に時価評価（評価差額は純損益）を強制するアプローチについては懸念を有しており、引き続き議論させていただきたい。また、時価評価を強制する場合には、時価の検証に関する実務負荷についても議論させていただきたい。

(その他)

9. 財務諸表利用者の観点からは、VC ファンドや VC ファンドが保有する市場価格のない株式に関する時価情報は重要である一方、ストラクチャリングなどの不適切な利用が行われる可能性があることに懸念を有している。このため、財務諸表利用者としては、市場価格のない株式の時価評価に関する詳細な情報について開示（注記）を求めることが重要であると考ええる。
10. 評価実務が成熟していないことを VC ファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式に限定する理由の一つとしていることから、評価実務がある程度成熟した場合には企業が直接保有するベンチャー投資を含む市場価格のない株式を時価評価することを求めていくように読み取れる感がある。この点に関して、今後の議論のなかで方向性を示していただきたい。
11. VC ファンドに相当する組合等に範囲を限定して市場価格のない株式の時価評価を認めるアプローチに関して、ストラクチャリングのリスクがあることに懸念を有している。このため、ストラクチャリングのリスクを回避するように VC ファンドに相当する組合等を定義することが難しい場合には、VC ファンドに限定せず市場価格のない株式について時価評価（評価差額は純損益）するオプションを認めるアプローチ（アプローチ C'）を再検討する余地があるか確認させていただきたい。
12. 市場価格のない株式が市場価格のない株式以外の株式になった場合とは、例えば非上場株式が IPO などにより上場株式になった場合を想定しているのか確認させていただきたい。
13. VC ファンドが保有する出資先企業の株式の持分比率は一般的に高く、IPO などにより上場株式となった時点の時価により保有するすべての株式を売却することは困難であると

考えられる。このため、上場株式となった時点の時価を出口価格といえるかどうかに関して懸念を有している。

以 上